

<「部落差別解消法」が施行されました>

「部落差別の解消の推進に関する法律」が2016年12月16日に施行されました。
 全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現をめざす法律です。
 法律では、国の施策及び地方公共団体の責務を定め、部落差別の解消に関する施策として、相談体制の充実、教育及び啓発の推進、実態調査などが求められています。

<インターネット上の差別書込みに関する情報提供について> (大阪府人権局人権擁護課)

インターネットは、利用者が手軽に情報を入手できるだけでなく、誰でも容易に情報を発信できる利便性の高いメディアであり、生活する上で欠かせないものとして急速に普及しています。
 その反面、匿名で、どのような情報でも簡単に発信できることから、他人を誹謗中傷したり差別を助長したりする個人や集団にとって有害な情報がインターネット上に掲載されるなど、人権にかかわる問題が多数発生しています。
 インターネットにいったん掲載された情報は、最初の発信者の意図にかかわらず、急速にあらゆるところに流布してしまう危険性があり、完全に削除することが困難です。このため、利用者一人ひとりがモラルと人権意識を高め、発信する内容に自己責任をもつ姿勢が大切です。
 大阪府では、インターネット上における差別書込みの実態を把握し、国に適切な対応を要望する際の基礎資料とするため、情報収集に努めています。
 人格を傷つけるなどの悪質な差別書込みを発見された場合は、メールにて情報提供いただきますようお願いいたします。
 ▶インターネット上の差別書込みに関する情報提供はこちらへ ⇒ jinken-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp ◀

<人権協会相談事業のご案内>

◆人権協会では、以下の3つの相談窓口を設けて、皆様のお役に立てる努力を重ねております。
 会員の皆様の周りで、お困りごとを抱えておられる方々に、是非、お知らせください。<相談無料>

◇人権あれこれ相談 → 人権問題のみに限らず、身の周りの様々な問題について、「どこに相談したら良いか判らない」「どんな選択肢が考えられるか判らない」等の場合も、一緒に検討し、ご相談に応じます。



◇総合福祉相談 → CSW（地域支援相談員）の有資格者がご相談に応じます。健康・医療・障がい・経済・生活基盤…様々な問題を一緒に検討し、解決への糸口を探ります。



◇進路選択支援相談 → 奨学金をはじめ、お子様の進学（進学後も含む）にまつわる教育資金の調達方法全般・その他付帯範囲についてのご相談に応じます。



※いずれのご相談も、市役所5階「人権協会」にて応じますが、事前にお電話（市役所（53-1111）の内線575もしくは577）いただければ助かります。
 ※いずれの相談窓口も、内容はプライベートな問題となりますので、秘密厳守で承ります。

<編集後記>

◆人権協会の役員任期は2年で、今年は改選の年です。次期役員を選出すべく指名委員会で検討しています。役員再選は可能です。これからも皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

発行・編集：河内長野市人権協会
 〒586-8501 大阪府河内長野市原町1-1-1
 (河内長野市役所5階 人権推進課内)
 電話 0721-53-1111 (内線575・577) FAX 53-1955
<http://www.kawachinagano-jinken.join-us.jp>



人権協会だより

河内長野市人権協会

思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり vol. 8
 -2017.5.1-

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

<平成29年度 河内長野市人権協会総会開催>

5月24日午後1時30分より、市役所8階の大会議室で、本年度の総会を開催します。
 昨年度の事業実績報告や本年度の事業計画を審議しますので、是非ともご出席をお願い申し上げます。
 会員の皆様には、この「協会だより」の他に総会資料と総会出欠（兼委任状）ハガキを同封しておりますので、ご返信の程よろしくお願い申し上げます。
 総会第二部では、啓発映画「すべての人々の幸せを願って」(35分)の上映を予定しております。

<平成29年度 啓発活動重点目標> (法務省)

「みんなで築こう 人権の世紀」
 本年度の啓発活動重点目標を標記のとおり定め、21世紀が「人権の世紀」であることを改めて思い起こし、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動をとることができるよう、相手の気持ちを考えることの大切さを一人一人の心に訴えるとともに、来るべき2020年に向けて、違いを認め合う心を育み、これを未来へつなげていくための啓発活動を展開します。

<平成29年度(上半期) イベント他活動予定> ※参加無料です!

◆憲法週間啓発 4月28日(金)～5月8日(月)に横断幕と公用車ステッカーの設置を行います。

考えよう あなたの人権 わたしの人権 憲法週間
 5月1日～5月7日
 河内長野市・河内長野市人権協会・市企業人権協議会・人権擁護委員会

◆市民まつり 5月14日(日) 午前10時～午後4時 於：赤峰市民広場
 ☆今年も「人権啓発の展示」や「花や野菜の苗」を販売します。

◆「共に生きるまちづくりをめざして」 6月18日(日) 午後1時30分～午後3時15分 於：キックス映画会「ぼくはうみがみたくなりました」 自閉症の青年が教えてくれた大切なこと…。心がすこし優しくなる感動のストーリー。

◆「愛・いのち・平和展」 7月28日(金) 29日(土) 午前10時～午後4時 於：キックス
 ☆今年も子ども達の楽しめるイベントも、企画中です。

◆「夏休み子ども人権シアター」 8月下旬予定 於：キックス
 ☆昨年度は、「ヒックとドラゴン」を上映しました。さて今年も…。

◆「夏休み平和施設見学会」 8月下旬予定
 ☆昨年度は、マイクロバスで「ピースおおさか」と、「大阪市立科学館」を見学しました。さて今年も…。詳細及び応募方法は市広報8月号で…。



<平成28年度（下半期） 事業実施状況>

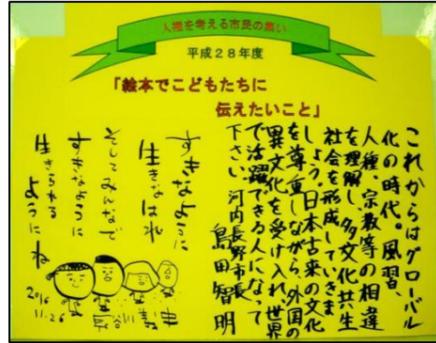
◆「人権を考える市民の集い」：11月26日、ラプリー小ホールにて、絵本作家の長谷川義史さんを迎え、「絵本で子どもたちに伝えたいこと」というテーマでご講演いただきました。来場者は会場にあふれ、講師の書籍販売やサイン会共々盛況でした。



長谷川義史さん



スライドショーを使用した講演（朗読）



講師と市長のサインとアピール

◆人権週間啓発：河内長野・三日市町両駅前ロータリーに啓発横断幕を設置し、市の公用車にステッカーを貼付（12月2日～13日）。市民サロンにて人権関連資料やポスターの展示を行いました。



三日市町駅前献灯台



市公用車



市民サロンでの展示

◆「共に生きるまちづくりをめざして」第2回講演会（1月28日ノバティホール）を行いました。

内容：「障がい者虐待 その時あなたは？」 講師：潮谷光人氏

◆生活情報展

3月3～4日、ノバティに出展。「子どもの権利条約」や「河内長野市の指数グラフ」等を展示しました。



生活情報展



「共に生きるまちづくりをめざして」

◆指導者研修：3月10日、敦賀ムゼウムを訪問見学。杉原千畝の偉業や世界の広さ、そして「平和」への想いを実感しました。



カナウス日本領事館の杉原千畝



敦賀ムゼウムの前にて



赤レンガ倉庫

<加盟団体個別紹介 その5>

◆社会福祉法人 河内長野市社会福祉協議会

昭和30年4月に発足、昭和50年3月に法人格を取得し、平成12年6月の社会福祉法施行により、ますます社協の役割が大きくなり、地域における地域福祉活動推進の中核として活動してきました。

このような中、平成17年3月に当社協が策定した地域福祉活動計画に基づき、地区（校区）福祉委員会活動や小地域ネットワーク活動の支援を行うとともに、平成18年9月から概ね中学校区ごとに地域相談支援員（地域CSW）を配置し、「だれもが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」の実現に向けて事業を展開するとともに、在宅での生活を支援するためにホームヘルプサービス事業も行っています。

また、市立福祉センター「錦溪苑」、市立障がい者福祉センター「あかみね」の両施設を「指定管理者」として管理運営を行い、多くの高齢者や障がいのある人の「生きがいづくりの場」としての機能を果たしています。併せて、福祉団体（12団体）の事務局やボランティア活動、福祉学習の支援、就労継続支援B型事業など多岐にわたる業務に対応し、今日に至っております。

現在は、平成28年3月に市と合同で策定した「かわちながの つながり・支えあい推進プラン」に基づき、更なる地域福祉活動を推進しております。

◆保護司会

保護司とは、法務大臣より委嘱を受けた無償の国家公務員として、次のような諸活動に従事しています。

- ①保護観察になった人への助言や指導。
- ②刑務所や少年院など（矯正施設）に入っている人の出所後の生活環境の調整。
- ③地域での犯罪予防のための啓発・宣伝活動。
- ④その他、犯罪予防のため、学校等の関係機関や団体との連携・協力。

特に③の具体的な活動として毎年7月に「社会を明るくする運動」強調月間として、講演会、シンポジウム等をおして啓発活動に深くかかわっています。この運動は、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることが、安全で安心して暮らせるまちにつながることから、私たち保護司も深くかかわっている運動で、一人でも多くの方が、更生保護について関心をもっていただきたいと願っています。

<人権カレンダー>（4月～10月）

- | | |
|---|--|
| ◆ 4月 10～16日 女性週間
30日 ホロコースト記念日 | ◆ 7月（社会を明るくする運動月間）
1～7日 全国安全週間 |
| ◆ 5月（児童福祉月間）
1～7日 憲法週間
1日 国際労働者デー
3日 世界報道自由デー
5～11日 児童福祉週間
15日 国際家族デー | ◆ 8月 29日 核実験に反対する国際デー |
| ◆ 6月（外国人労働者問題啓発月間）
（男女雇用機会均等月間）
（就職差別撤廃月間）
1日 人権擁護委員の日
4日 侵略による罪のない幼児犠牲者の国際デー
12日 児童労働反対世界デー
19～25日 ハンセン病を正しく理解する週間
20日 世界難民の日
22日 らい病予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日
23～29日 男女共同参画週間
26日 国連憲章デー | ◆ 9月（高齢者保健福祉月間）
（障がい者雇用支援月間）
8日 国際識字デー
10～16日 自殺予防週間
10日 世界自殺予防デー
21日 国際平和デー |
| | ◆ 10月（部落差別調査等規制等条例啓発月間）
（精神保健福祉月間）
1～7日 法の日週間
全国労働衛生週間
1日 国際高齢者デー
2日 国際非暴力デー
10～16日 精神保健福祉普及週間
10日 世界メンタルヘルスデー
17日 貧困撲滅の国際デー |

